

## 別 表

### 校区（地区）団体活動助成金交付要領

#### 1 校区（地区）清掃活動

- (1) 制度の内容 地域住民総参加による美しいまちづくりに努めるため、自主的に清掃活動を行う団体に助成する。原則として、年1回限り助成する。

※申請書には、年2回の実施日を記入してください。

(助成金交付一覧表)

- (2) 補助金額 一覧表のとおり
- (3) 実施方法 実施日の3週間前までに、「活動実施計画書」を提出してください。
- (4) 助成対象団体 校区・地区（地区とは各町内・自治会・地域公民館）

参加延べ人数	交付額(円)
60人まで	8,000
100人まで	10,000
150人まで	11,000
200人まで	13,000
201人以上	15,000

会

#### 2 校区（地区）生活環境改善活動

- (1) 制度の内容 地域のあらゆる生活環境の問題解決を図る取組みに対して助成する。「ごみ分別・害虫駆除等、市職員が外向きわかりやすく説明する研修会（出前トーク）」、「校区と校区の意見交換会」等に助成する。原則として、年1回限り助成する。

※「出前トーク」を計画される時は、事前に関係機関と連絡を取って日程等を決めてください。

- (2) 補助金額 一律10,000円
- (3) 実施方法 実施日の3週間前までに、「活動実施計画書」を提出してください。
- (4) 助成対象団体 校区・地区（地区とは各町内会・自治会・地域公民館）

#### 3 廃棄物の不適正処理抑止に係る活動

- (1) 制度の内容 地域で抱えている不法投棄等の問題箇所の解決を図るため撤去作業等の活動に助成する。原則として、年1回限り助成する。
- (2) 補助金額 40,000円
- (3) 実施方法 実施日の3週間前までに、「活動実施計画書」を提出してください。（関係機関と連絡を取ってください。）
- (4) 助成対象団体 校区に限る

※令和4年度「活動実施計画書」は、早めに提出してください。  
(年間予定数に限りがあります)